

生活に不安や心配がある方は・・・

## 一緒に取り組みます、生活困窮者自立支援法

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

### ★対象となる方★

生活保護を受給している方以外で、最低限度の生活が維持することができなくなる不安や心配のある方は、どなたでも相談できます。

経済的な問題で生活に困っている方、引きこもりやニートで悩んでいる方など、生活の問題を抱えている方はご相談ください。

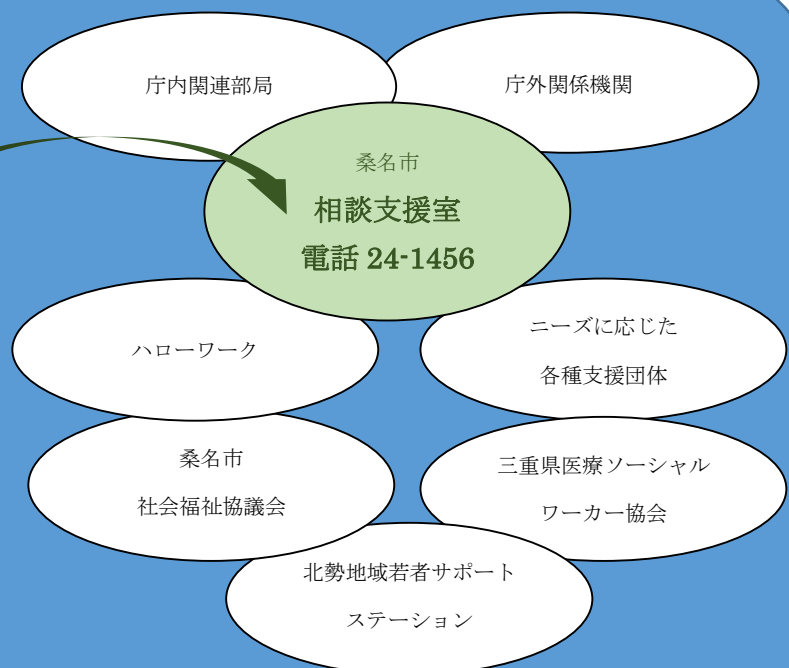
相談は無料です。

\*ただし、相談内容によりましては、生活保護を受給している方も一部対象となることがあります。

桑名市では、市役所地下に相談支援室を設け、相談支援員を配置し、関係機関とも連携するなど、相談者と一緒に自立へ取り組む体制を整え、これからもその輪を広げていきます。

\*相談支援員については、桑名市社会福祉協議会に委託し、その業務を行っています。

一人で悩まず  
深刻化する前に  
早めに  
ご相談下さい。



## ★相談の流れ★

相談者からお話を聞きながら、相談者と相談支援員などが一緒に、自立のために取り組んでいきます。

まず、困っていることを相談支援室へお話しください。

- ・就労、心身の問題など抱えている問題を相談員が広く伺います。
- ・相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へつなげます。
- ・相談支援室に来られない場合には、相談員が訪問することもできます。

相談者に必要な支援が計画的に提供できるように、自立への計画を立てます。

- ・相談者の抱えている課題を評価、分析し、ニーズを把握します。
- ・相談者自身が選択、決定しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプランを策定します。

自立に向けて一緒に取り組みましょう。

- ・相談者が問題を解決するために必要な関係機関と連携して支援を行います。
- ・相談者の状態が変わった時もプランを変更するなどして、継続して支援します。

一緒に取り組みます、生活困窮者自立支援法

平成 27 年 1 月

発行 桑名市保健福祉部 福祉総務課生活支援室 相談支援室

〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地

電話：24-1456

FAX：24-1457

メールアドレス：fsomum@city.kuwana.lg.jp